制度のあり方に関する意見表明

【意見表明】

			意見表明の対象制度						
検討会開催日程		意見表明者	建築物環境 計画書制度	中小規模 新築建物 の新制度	キャップ&トレード 制度	中小報告書 制度	地域エネルギー 有効利用計画 制度	エネルギー環境 計画書制度	
	1	特定非営利活動法人 FoE Japan		0				0	
	2	一般社団法人 住宅生産団体連合会		0					
	3	一般社団法人 ZEH推進協議会		0					
1月26日 (第3回)	4	一般社団法人 太陽光発電協会 (JPEA)	0	0					
	5	一般社団法人 東京都建築士事務所協会	0	0	0	0	0		
	6	一般社団法人 不動産協会	0	0	0		0		
	7	株式会社 LIXIL TEPCO スマート パートナーズ		0					
	1	国際環境NGO グリーンピース・ジャパン			0				
	2	東京電力エナジーパートナー 株式会社	0		0	0	0	0	
2月8日	3	東京冷蔵倉庫協会			0	0			
(第4回)	4	虎ノ門エネルギーネットワーク 株式会社					0		
	5	一般社団法人 日本熱供給事業協会			0		0		
	6	丸の内熱供給 株式会社			0		0		

表明 順序	対象事業者・団 体名	意見要旨
1	国際環境NGO グリーンピース・ ジャパン	・制度名:「総量削減義務と排出量取引制度」 カーボンハーフへのお取り組みに感謝し、敬意を表します。 資料3-1にもあるように、都市を形づくる建物のゼロエミッション化は 世界の都市共通の目標」です。最大級の都市東京で大型建築物の新規建設、更新のタイミングを逃さずゼロエミッション化をしていくことが、カーボンハーフ達成に不可欠であると考えます。 その際、「ゼロエミッションビル」の内容に留意する必要があります。国の「ゼロエミッションビル」の定義では従来の半分の省エネ率でも「ゼロエミッションピル」と呼ぶことができてしまいます。 このたび、国は住宅性能表示制度の口断熱性能等級に、これまでのZEH水準を上回る等級を設置します。つい先ごろ、さらに等級6,7という欧州並みの等級設置が提案されています。ピルにおいても、従来の7割、8割といった省エネ率、さらにカーボンマイナスビルを追求することを求めていただきたいです。 当初の建築費は増額となりますが、光熱費などのランニングコストは削減となります。建築物はいったん建設されれば長期にわたり存在し、省エネ率が低いものが許されれば2050年までのゼロカーボン達成が阻害される恐れが生じます。 「地球の温度上昇を1.5度に抑える」に整合する制度をお願いします。

表明順序	対象事業者・団 体名	意見要旨
2	東京電力エナジーパートナー株式会社	① エネルギー環境計画書 制度 (p5) 「再工本率目標設定義務」から、「目標設定している場合の公表義務」として頂きたい。 ② 建築物環境計画書制度 (p20) 、総量削減義務と排出量取引制度 (p18、19) 、地球温暖化対策報告書制度 (p13、15) 、地域におけるエネルギー有効利用計画制度 (p13、17) 、エネルギー環境計画書制度 (p10) 再工本電力に 算定する電源種は大規模水力も含めた「RE100 対象の再工本電源すべて」として頂きたい。 ③ 建築物環境計画書制度 (p16) 太陽光設置の地中熱等代替措置に「大気熱利用エコキュート」設置を含めて頂きたい。 ④ 総量削減義務と排出量取引制度 (p19) 「需要家が直接購入した非化石証書」の反映に賛成。「電気以外への証書による係数低減」は「パリ協定6条で認められた証書」に限定して頂きたい。 ⑤ 総量削減義務と排出量取引制度 (p21) 、第二回 [資料3-4] 再工本供給促進 (p19) 以下のような、電化促進のインセンティブ制度を検討して頂きたい。 の「トップレベル事業所認定要件の加点評価」において、「電化可能な熱分野での電化の取組」を評価 のC&T制度に対する、「電化可能な熱分野での電化の取組」へのボーナス付与 ⑥ 総量削減義務と排出量取引制度 (p6) 地域熱供給に関連した熱利用について、以下の検討をして頂きたい。 のエネルギー供給を行う熱供給事業者が、総量削減義務の対象事業者に含まれるのは本制度主旨と異なるため、C&T制度からの 対象除分。 の低炭素熱の算定についても、低炭素電力と同様に見直し。 の熱供給を受けている事業者の緩和率を 2 %から適正な値に見直し。

表明 順序	対象事業者・団 体名	意見要旨
3	東京冷蔵倉庫協会	・総量削減義務と排出量取引制度(資料3-1)及び地球温暖化対策報告制度(資料3-2)

・制度名:地域におけるエネルギー有効利用計画制度	表明順序	対象事業者・団 体名	意見要旨
4 ネットワーク 株式会社 利用」を目指していますが、プラントCOPが低下することはエネルギーを有効利用していることが評価されておりません。また プラントCOPは基準を下回ると区域指定の取り消しもあり制度上重要な位置づけです。	4	ネットワーク	(意見表明を行う資料の該当ページ数:5ページ、17ページ) 熱供給プラントが活用するガスエンジンCGS排熱の一次エネルギー換算係数の見直しについて ガスエンジンCGSの排熱(排温水)は、熱供給プラントで活用するとプラントCOPが低下します。東京都は「エネルギーの有効利用」を目指していますが、プラントCOPが低下することはエネルギーを有効利用していることが評価されておりません。また、プラントCOPは基準を下回ると区域指定の取り消しもあり制度上重要な位置づけです。 省エネ法の「未利用熱活用制度」において、ガスエンジンCGSの排熱は未利用熱として定義されております。本制度も同様に未利用熱とすることでプラントCOP低下を防ぐことの検討をお願いします。このことにより、エネルギーの有効利用が促進され、電

表明 順序	対象事業者・団 体名	意見要旨	
5	一般社団法人日本熱供給事業協会	制度名:総量削減義務と排出量取引制度(資料3-1:13・20・29ページ) ・第2回検討会において、今後のキャップ&トレード制度のあり方として「ゼロエミ化に向けてより高いレベルでの取組を推進する事業所を後押しする」(P13)との方向性が示されました。 ・現在、キャップ&トレード制度の「低炭素熱の選択の仕組み」により、低炭素熱に該当する熱供給事業者から熱の供給を受ける事業所については「低炭素熱選択による削減量」が認められているところですが、今後の制度設計において、熱供給事業者の努力によりC02排出量(係数)を低減させた場合に、その削減量が需要家の「低炭素熱選択による削減量算定式」において、より適正に反映させることができる仕組みとなれば、需要家にとっては地域冷暖房を導入するインセンティブとなり、熱供給事業者にとっては更なる低・脱炭素化方策検討のモチベーションになるものと考えております。 制度名:地域におけるエネルギー有効利用計画制度(資料3-3:17ページ) ・地域冷暖房のブラントは、状況の変化に応じて様々なエネルギーをコーディネートして区域へ熱を供給することにより地域冷暖房区域の低・脱炭素化に貢献します。また、自社保有だけでなく需要家側で保有するCGSや蓄熱システム等と連携して地区全体でDR対応を行うとともに、非常時におけるレジリエンス強化にも寄与します。 ・熱供給事業として再生可能エネルギー・未利用エネ活用に向けた規制緩和および財政的支援をお願いいたします。	

表明 順序	対象事業者・団 体名	意見要旨
6	丸の内熱供給株式会社	丸の内熱供給(株)は、大手町・丸の内・有楽町地区を中心にブラント連携網を構築、都市の未利用排熱(ビル中水排熱・CGS 排熱)の積極的な活用、計画的なブラント更新やAI導入による省エネ運転等により、ブラントCOPの向上に努めております。 また、時代の要請に応じて、BCDの観点からCGS導入や非常時エネルギー供給、CN都市ガス全量導入等により、エリアのレジリエンス強化と環境への貢献を促進するとともに、DRによる電力需給調整市場等の実証実験も進めております。このような中、以下についてご検討頂けるとありがたいと考えております。 ② 未利用熱活用制度拡充のお願い(総量削減義務と排出量取引制度 資料3-1:P19)・需要家から出るCGS排熱を受入ることでブラントCOPは低く評価されます。未利用熱活用制度のように、他人から受入れるCGS排熱等のエネルギーはブラントのエネルギー使用量から差し引けるように制度の拡充をお願い致します。 ② CN都市ガス利用における評価のお願い(総量削減義務と排出量取引制度 資料3-1:P19)・電力だけでなく都市ガスを供用することでエネルギー供給のレジリエンスが強化されます。CN都市ガスは地球規模で環境保全に貢献する仕組みであるため何らかの評価をお願い致します。 ③ CN熱の評価のお願い(総量削減義務と排出量取引制度 資料3-1:P19)・需要家にとってCN熱導入のモチベーションになるためにCNな原料(再工ネ電力・CN都市ガス等)の利用により製造されるCN熱が適正に評価されるようお願い致します。 ④ 補助金拡充や規制緩和のお願い(地域におけるエネルギー有効利用計画制度(資料3-3:P17)・ブラントは様々なエネルギーを活用することで低・脱炭素化に貢献します。新設時のみならず更新時においてもインセンティブとなるような補助金の拡充や再工ネ機器導入時の規制緩和(NOX値等)をお願い致します。